

[事案 2025-85] 転換契約無効請求

・令和 8 年 5 月 29 日 和解成立

<事案の概要>

保険期間が終身でなかったことを不服として、既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 3 月に従前の契約からの転換により契約した利率変動型積立終身保険について、以下の理由により、転換前契約の締結時または転換以降の既払込保険料を返すか、本契約のうち 80 歳までとされている保障の保険期間を終身としてほしい。

- (1) 転換の時点で一生涯の保障があると思っていた。生命保険料控除証明書にも、保険の種類は終身保険、保険期間は終身と明示してある。
- (2) ところが、「保障内容の概要」には、介護保障および死亡・高度障害の保障に関する一時金の保障期間は 80 歳までとされている。納得がいかず相手方に説明を求めたところ、この保険は 80 歳からの終身保険であり、死亡保障は積立金であることを初めて知った。
- (3) 一時金の保障は一生涯続くと思っていたが、まさか自分の積立金が死亡保障になるとは思ってもいなかった。保険とは別に積立金があり積立金は自由に引き出せると思っていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換の前後で、募集人は介護保障の保険期間や第 2 保険期間への移行について十分に説明している。なお、転換の際には設計書を用いて第 2 保険期間への移行について説明した。
- (2) 生命保険料控除証明書の保険種類の記載は、主契約が終身保険であるため「終身保険」となっているが、主契約に付加する特約の保険期間が全て終身であることを示すものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換当時の説明状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本件では、申立人が積立金の引出しを行ってしまったために、結果として予定していた保障額の終身保険に移行することができなくなってしまっている。積立金引出しの際に、手続きを取り扱った募集人が、申立人に積立金が所定の最低金額を充足できないときは終身保険に移行できなくなると注意喚起する機会があったと言える。
- (2) 募集人は事情聴取において、転換当時、申立人に対して「積立金というのは貯金通帳のようなものだから自由に引き出せる」という表現で説明を行ったと述べているが、申立人が、積立金の引出しを行うことは自由なのだから、預貯金と同様に引出しを行ってもデメリットはなく、例えば終身保険に移行できないといったリスクも生じない、と認識してしまっ

た可能性は否定できない。